

(2021年8月再追加) 新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2021年8月27日に一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、以下の対応を実施いたします。

【保険料の払込みの猶予期間の延長】

緊急事態宣言が新たに発令された地域（※）のご契約を対象に、保険契約者からのお申し出に応じて、保険料の払込みの猶予期間を最長6ヵ月間延長いたします。

（※）北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県（2021年8月27日時点）。

今後、緊急事態宣言の対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても特別取扱いの対象といたします。

（1）緊急事態宣言発令地域の猶予期間延長取扱い

対象地域	申出期間	延長期間
東京都	2021年4月25日～2021年10月31日	2021年10月31日
	2021年7月12日～2022年1月31日	2022年1月31日
大阪府	2021年4月25日～2021年10月31日	2021年10月31日
	2021年8月2日～2022年2月28日	2022年2月28日
京都府、兵庫県	2021年4月25日～2021年10月31日	2021年10月31日
	2021年8月20日～2022年2月28日	2022年2月28日
福岡県	2021年5月12日～2021年11月30日	2021年11月30日
	2021年8月20日～2022年2月28日	2022年2月28日
愛知県	2021年5月12日～2021年11月30日	2021年11月30日
	2021年8月27日～2022年2月28日	2022年2月28日
北海道、岡山県、広島県	2021年5月14日～2021年11月30日	2021年11月30日
	2021年8月27日～2022年2月28日	2022年2月28日
沖縄県	2021年5月21日～2021年11月30日	2021年11月30日
埼玉県、千葉県、神奈川県	2021年8月2日～2022年2月28日	2022年2月28日
茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	2021年8月20日～2022年2月28日	2022年2月28日
宮城県、岐阜県、三重県、滋賀県	2021年8月27日～2022年2月28日	2022年2月28日

(2) 2022年2月28日までの追加延長の取扱い

対象地域	申出期間	追加延長期間
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、 栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、福岡県	2021年7月31日まで (受付終了)	2022年2月28日


なお、全国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様のご契約に対する特別取扱いについては、これまでどおり継続してまいります。詳細は以下の文書を確認ください。

(ご参考) [新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

[新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて](#)

[新型コロナウイルス感染症に関する保険金等の特別取扱（追加対応）について](#)

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)